

平成28年度 第1回 練馬区入札監視委員会 議事概要

- 1 開催日時 平成28年7月14日(木)午後1時30分～午後3時00分
- 2 開催場所 練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者
委員 明円委員長、榎本委員、菊地委員
区 総務部長、経理用地課長、施設管理担当部長、施設整備課長、建築担当係長、
工事係長、設計係長、総務課長、庁舎管理係長、防災計画課長、防災計画係
長、施設給食課長、学務課長、就学相談係長、契約係長、同係職員
- 4 議事
 - (1) 開会
 - (2) 審議案件
平成27年度後期入札案件の参加資格設定経過等について
 - ・工事契約一覧(資料1)
 - ・物品契約一覧(資料2)
 - ・委託等契約一覧(資料3)
 - ・設計・測量等契約一覧(資料4)
 - ・審議資料(抽出案件一覧)(資料5)
 - (3) 報告事項
工事入札における最低制限価格の見直しについて(資料6)
入札不調について(資料7)
平成27年度後期入札・契約手続きの運用状況の報告について(資料8、9)
 - (4) その他
次回開催日程
- 5 会議の内容

平成27年度後期入札案件の参加資格設定経過等について(審議)

当番委員が抽出理由を説明

抽出案件1 練馬区立石神井東中学校屋内運動場およびプール改築等工事
(事務局)

本案件は「高額な案件であり、落札手続を確認したい」という理由で抽出してい

ただいた。内容は順天堂大学医学部附属練馬病院の新病棟整備のため、中学校の屋内運動場とプールの敷地を提供し、土地交換により取得する土地に、新たな屋内運動場、プール、武道場を整備するものである。

このほかに、

- ・ 機械設備工事 予定価格：238,075,200円、契約金額：215,337,960円
 - ・ 電気設備工事 予定価格：108,140,400円、契約金額：96,420,240円
 - ・ 昇降機設備工事 予定価格：14,698,800円、契約金額：13,438,440円
- を別途発注している。

なお、予定価格が1億8,000万円を超えるため、議会の議決を要する工事案件となる。また、高額な建築工事案件となるため、区の発注基準に基づき、一定の条件を満たす任意の三者を構成員とする建設共同企業体（JV）による制限付き一般競争入札を行っている。第一順位は共同運営格付けがAランクの区内業者または共同運営格付けがAランク150位までの区外業者、第二順位は共同運営格付けがA・Bランクの区内業者、第三順位は共同運営格付けがB・Cランクの区内業者であることなどを入札の参加条件としている。

入札には4企業が参加し、1企業体（JV）が応札、3企業体（JV）が辞退した。結果、応札した1者が13億8,800万円で落札している。落札率は94.36%となっている。

制限付き一般競争入札の場合、練馬区制限付き一般競争入札実施要綱第8条の規定により、入札参加有資格者が1者以下となった場合には入札を中止するが、本案件では、応札が1者（企業体）のみであったものの、入札には4者（企業体）が参加しているので、入札は有効となる。

本案件のように、1者応札、他は辞退となる案件は、多くはないものの、特に珍しいものでもない。

（委員）

工事の内容について確認したい。体育館とプールの場所を移動するという工事だったのか。既存の土地から別のところへ移すという内容だったのか。

（施設整備課長）

元々本件の敷地の南西側にプールと体育館があり、北西側の部分に順天堂病院が使用している土地がある。この北西側と南西側の土地を交換して、北西側にプールと体育館を新設、改築するということである。

（委員）

つまり、プールと体育館の新設と従前の建築物取り壊しという意味か。

(施設管理担当部長)

今ある学校の体育館とプールのところに順天堂大学病院を増床する。区としては体育館とプールがなければ困るので学校に隣接する他のところの土地を増やして新しい体育館とプールが一緒になっているものを建てる。今回は既存の施設の解体は含んでいない。

(経理用地課長)

新しいものができてそちらが使えるようになった段階で、別途解体を発注していく。

(委員)

そうすると中学校と敷地は連なっているということか。

(施設整備課長)

その通りである。

(委員)

1者応札した以外は辞退ということだが、辞退は業者が資料を持ち帰って検討した上での辞退という理解でよいか。

(経理用地課長)

入札の手順としてまず、最初にこのような工事を実施するという概略を記した公告を1週間から10日間程度実施する。期間は1週間程度で、建設共同企業体(JV)だと10日程度公告する。それで受注を希望したのが今回4者である。その後設計資料等をすべて渡して計算をするという流れになる。概ね1か月程度期間を置き、最終的に入札し、開札という運びである。その中で予定価格は事前公表しているが、予定価格より自社の積算の方が高額で不可能な場合とか、あるいは受注を希望して手を挙げたが、その間に他の工事、例えば民間の工事を受注し、本案件に従事させようとした技術者が従事するので今回は辞退する等の様々な事情がある。その上で今回は最終的に3者が辞退して1者だけが応札したということになる。先ほど1者入札は珍しくないという説明をしたが、資料5-1の後ろの方に議会に出したプール改築等工事とあわせてプール改築等機械設備工事について記載がある。その3頁目を見ると最後の9の入札経過(1)建築と(2)機械設備となっているが(2)を見ると3者希望したが1者しか応札していない。結果、富張・瀧島建設共同企業体に決定したということになっている。従ってこのような事例は例外的なものではない。

(委員)

承知した。

(委員)

辞退とは辞退札を入れるということか。

(経理用地課長)

そういうことである。

(経理用地課長)

もう一つ付け加えると練馬区は先ほど述べたように希望が1事業者だった場合は入札を中止している。しかしこれは各自治体で異なっている。23区でも半数程度が希望1者でも入札を実施している。練馬区においても従前3者以上希望する業者がいないと中止していたが、なかなか希望者が集まらないこともあり、2者揃えば入札を実施する方式に変更した経緯がある。

委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

抽出案件2 街路灯省エネルギー化改修工事(その4)

街路灯省エネルギー化改修工事(その5)

街路灯省エネルギー化改修工事(その6)

(事務局)

街路灯省エネルギー化改修工事(その4)(その5)(その6)については、「同じ工事であると思われるが、落札者が異なるのに、落札率が同一で、しかも低率であるため、他者の応札状況も含めて手続きを確認したい。」とのことで抽出していただいた。

いずれの工事も、水銀に関する水俣条約への対応と省エネルギー化を図るため、水銀灯ランプを使用した街路灯を平成34年度までに改修する計画に基づいて実施するものである。具体的には、水銀灯型の街路灯をLED型の街路灯へ改修する。

(その4)の入札には、19者が参加、応札し、15者が最低制限価格未満で失格となった。落札率は85.16%である。

(その5)の入札には、19者が参加、応札し、1者が(その4)を落札したため、受注制限により無効、13者が最低制限価格未満で失格となった。落札率は

85.16%である。

(その6)の入札には、20者が参加、応札し、1者が(その4)を落札したため、受注制限により無効、16者が最低制限価格未滿で失格となった。落札率は86.29%である。

この工事でいう受注制限とは、その4から順番に改札し、その4を落札した事業者は、その5を落札できない。その4またはその5を落札した事業者は、その6を落札できないようにするものである。

なお、同種の工事案件を、3つに分けて発注したのは、事業者間の受注機会の均衡を図ること、照明器具が同一メーカーにならないようにリスクを回避すること、1者で履行できる適正な発注量とする必要があったこと等が主な理由である。

落札率がほぼ同一で、しかも低落札率となった理由としては、当該工事は、既存街路灯をLED街路灯に交換する工事で、ほかの建築設備電気工事と比べても作業内容が単純で、他業者等との調整もほとんどない。このため、工事工程をほぼ請負業者の裁量で決められるので、区内電気業者には受注希望者の多い工事案件と思われること、また、いずれも一般競争入札で、予定価格は事前公表であるため、最低制限価格の読みあいになり、同じような落札率でかつ低落札率になったのではないかと考える。

(委員)

今説明があった同種の工事でも複数に分けて入札を行うというのは従前でも実施していたのか。あるいは他の種類の入札でも行われていたのか。

(経理用地課長)

この街路灯の工事についてはいくつかに分けて実施している。また物品の購入についても区内をいくつかの区域に分けて実施しており、例えば従前あったのは防犯カメラの設置でこれもいくつかのブロックに分けて各々の区域ごとに行った。

スケールメリットということがある一方、景気対策も含めて多くの区内事業者を受注機会を均等化するという意味もある。しかし例えば工事であれば1億8,000万を超えると議決の案件になるが、分けての実施がその議決逃れを目的とした分割発注にはならないようにするといった取り組みはしている。

(委員)

(その4)を落札した佐藤電気(株)は、(その5)(その6)の入札額はいくらか。

(事務局)

入札の仕組み上、受注制限で(その4)を落札した業者は(その5)(その6)

が無効となるので金額はわからないようになっている。

(委員)

各件の落札率が大体85%～86%となっているが、業者は最低制限価格を予想できるのか。

(経理用地課長)

資料6に最低制限価格の見直し(案)がある。ここに直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費と記載があるが、この計算式については公表している。電気工事については積算が単純だということもあって最低制限価格が予想しやすい。また現在コンサルタント系の事業者が熱心に情報公開請求をして数字を探索している。その事業者が積算数字を入力すると最低制限価格が予測できるシステムを作成して、売り込みをかけている。基本的には各社近い価格で入札する。

希望者の少ない案件は入札価格にばらつきがあるが、希望者の多い案件については入札価格が最低制限価格近辺に集中する。こちらが設定した最低制限価格より若干価格が上回ったものが有効になり、読み違えて最低制限価格より若干下回ったところが失格になる。

建築になるともう少し積算が複雑になるので入札価格に少しばらつきが出るが、ここ数年電気関係工事については街路灯だけでなく建築関係の電気工事についても概ね最低制限価格の近辺に入札価格が集中するという傾向が出ている。

(委員)

承知した。

委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

抽出案件3 道路新設(改良)工事

(事務局)

「落札率が100%なので、手続きを確認したい」との理由で抽出していただいた。本案件は、私道の寄付等による区道区域の変更箇所または区有通路に指定された箇所(西大泉三丁目、下石神井二丁目、貫井五丁目地内)における道路の舗装工事と排水施設の整備を行うものである。

予定価格が3,000万円以上5,000万円未満の土木工事のため、共同運営格付が

B・Cランクの区内事業者を対象に制限付き一般競争入札を実施した。

入札には4者から参加申請があり、開札の結果、3者が辞退、残る1者が3,009万5,000円（税込3,250万2,600円）落札率100%で落札した。

100%の落札率となった理由であるが、予定価格を事前に公表している案件については、1者が100%で入札し、他者が辞退をすると本案件のように100%の落札率となることもあり得る。

3者が辞退した理由については、当該工事の工区が3か所に分散していることから、業者にとっては、やりづらい工事であったと考えられる。加えて、業界では技術者だけではなく、現場代理人や作業にあたる職人の数が減少していることから、事業者はすでにその他の工事を受注し、技術者や現場代理人を配置するには厳しい状況である可能性もある。

落札業者は他の入札参加業者が辞退することを見込んで予定価格100%で入札し、他の業者が見込みどおり全て辞退したため、落札率100%の予定価格で落札できたということが推測される。

（委員）

工事が3か所に分散していて施工もしづらい、それでもこの金額であれば内情は分からないが業者としては利益が出るということか。

（道路公園課）

通常、積算基準があり、それに基づいて予定価格を決定し、入札を実施するが、今回の案件については工事個所が分散していることもあり、資材、機材、材料も別々のところに運ばなければならないことを踏まえると100%の金額が妥当だったのではないかと推定される。

（委員）

そうすると業者によっては利益が出なかった可能性があるということか。

（道路公園課）

この価格で応札したのだから落札業者にはある程度の利益が見込めると推測される。

（委員）

利益をそれなりに見込めるのであれば最初から辞退というのではないのでは、これはぎりぎりのところで利益が出そうだと判断したのか。

（道路公園課）

推測の域をでないが、辞退した3者は技術者不足とか、この前後で別の工事を落札した等が考えられる。辞退した3者についてはこの入札前後で別の工事を受注している。そういった理由もあったと考える。

(委員)

この工事は完了したのか。

(道路公園課)

平成27年度に完了している。

(委員)

何か途中で不都合とか、予算不足とかは発生しなかったか。

(道路公園課)

そういう報告はない。検査まで完了している。

委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

抽出案件4 (仮称)練馬区立関越自動車道高架下倉庫・スポーツ施設ほか新築工事

(事務局)

「高額案件であり、複雑な案件と思われるが、落札率も高い。手続きを確認したい」との理由で抽出していただいた。本案件は、関越自動車道高架下施設整備基本方針(平成25年3月策定)に基づき、関越自動車道高架下の空間に地域倉庫・スポーツ施設等を整備するものである。予定価格が1億8,000万円を超えるため議会の議決を要する工事案件になる。また、高額な建築工事案件となるため、区の発注基準に基づき、一定の条件を満たす任意の二者を構成員とする建設共同企業体(JV)による制限付き一般競争入札を行うこととした。第一順位は共同運営格付けがA・Bランクの区内業者、第二順位は共同運営格付けがB・Cランクの区内業者であること等を入札の参加条件とした。

ところが、平成27年8月26日までの公告期間終了時までに参加希望申請が1者のみで、入札成立要件の2者を満たすことができなかったため、入札を中止した。

参加者が1者となった理由としては、区内業者のJV案件には、2件までの受

注制限があり、本件以外にも大型JV案件があったこと、JV構成員間の調整が必要であることに加えて、東日本高速道路株式会社とも調整を図りながら工事を進めなければならないこと等が考えられる。

そこで、入札参加条件を変更して再度入札を行った。変更内容は次の2点である。

- ・建設共同企業体（JV）での入札参加条件を外し、共同運営格付けがA・Bランクの区内業者を対象とすることで、単体で入札に参加できるようにした。

- ・通常は、2件以上の工事を請け負えない受注制限を設けるが、これを適用外とした。

その結果、入札には7者から参加申請があり、開札の結果、5者が辞退、2者が応札予定価格以内、最低制限価格以上で最も安い価格で応札した業者が、6億2,920万円（税込6億7,953万6,000円）落札率99.04%で落札した。落札率が高い理由としては、落札業者は、最初の入札に参加希望申請をしたものの他者の申請がなく入札が成立しなかったことから、再入札で複数の参加申請があったとしても、他者は辞退か、あるいは、予定価格を事前公表しているため、予定価格に近い金額で入札すると見込み、100%を若干下回る金額で入札したものと想定される。

（委員）

落札した立花建設（株）は共同運営格付けAランクか

（事務局）

そのとおりである。

（委員）

単体でAランクまたはBランクと参加条件を変更しているが、Bランクでも履行可能なのか。金額的には6億8,000万円と高額だがBランクでも入札、応札可能ということだろうが技術的、完成度に問題はないのか。

（事務局）

建設共同企業体（JV）での入札参加条件を外し、単体の共同運営格付けがA・Bランクの業者にしたことについては建設等工事の入札参加資格等に関する要綱において過去7年間における1件の契約最高額が案件の予定金額の3分の1を超えているとの定めがあり、Bランクの事業者においては共同運営上2億円から4億円の実績があり、Bランクの事業者でも十分施工可能であると判断して対象とした。

（委員）

この経過調書に記載されている事業者のうちBランクの事業者はどの事業者か。

(事務局)

梶山建設(株)と(株)吉原組および(株)日立コーポレーションがBランクの業者である。

委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

抽出案件5 マイナンバー事務室設置工事(石神井庁舎5階)

抽出案件6 レイアウト変更に伴うパーティション等解体組立新設工事

(事務局)

審議案件5番と審議案件6番は同じ内装仕上げ工事なので続けて説明する。

審議案件5番マイナンバー事務室設置工事(石神井庁舎5階)については、「内装仕上げで単純な作業の割には予定価格と落札額の開差が大きく、予定価格の積算方法も含めて手続きを確認したい」との理由で抽出していただいた。

まず、予定価格の公表・非公表の取扱について説明する。本案件のような工事案件の場合、予定価格1,000万円未満の案件については、入札前は予定価格非公表、入札後に公表しており、1,000万円以上の工事案件の場合は、事前に公表としている。

本案件の予定価格は、1,000万円未満なので、予定価格は非公表、入札後に公表となる。

予定価格は複数者から徴した見積金額を参考に予算の範囲内で設定した。

入札については、競争入札を実施することとし、「内装仕上」に登録している区内業者のうち、施工実績がある業者10者を指名した。開札の結果、3者辞退、1者不参、6者が応札し、予定価格以内、最低制限価格以上で最も安い価格で応札した業者が落札率74.03%で落札した。

この落札業者が他者よりもかなり低い金額で応札した理由だが、当該工事は、使用するパネルについて、(株)ウチダシステムズの製品を参考品として設定した。

参考品以外の製品を使用する場合は、応札をする前に、指定した質問締切日までに区に問い合わせをする必要があるが、落札業者からは、落札決定後に参考品以外の製品を使用したい旨の申出があった。

つまり、参考品以外の製品を使用する前提で応札したため、参考品で積算した他者に比べて低価格となったと推測される。

しかし、事前に承認を得ることが条件であり、承認を得ていない限りは参考品

を使用する必要がある。入札後に承認すると他者に対して不公平となるので、落札業者には参考品で施工するように指導した。

次に審議案件6番、レイアウト変更に伴うパーティション等解体組立新設工事であるが「落札率100%なので、手続きを確認したい。」との理由で抽出していた。

本案件は、新年度を迎える際の人事異動や組織改正に伴う、庁舎内のレイアウトを変更する作業である。契約については、工期が人事異動内示後の10日間程度と短く緊急性が高いこと。また、既存のパーティションや在庫部品がウチダシステムズ製品であることから、他社製品での施工が不可能であること等の理由により、競争入札に適さないものと判断した。

これらの理由が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、特命随意契約により(株)ウチダシステムズと契約したものである。

今回の特命随意契約では、業者の見積額を予定価格としている。そのため、予定価格と同額で契約したことにより落札率が100%となった。

審議案件の5番と6番は、同種の工事内容ではあるが、すべての案件を競争入札に付するのではなく、審議案件6番のように、工事案件であっても、地方自治法施行令第167条の2第1項のいずれかの号に該当する案件に限っては、随意契約を行う等、案件の状況に応じて契約方法を判断している。

(委員)

審議案件5番マイナンバー事務室設置工事(石神井庁舎5階)について、落札業者は参考品の(株)ウチダシステムズのものではなく、より安いものを使用する予定だったのでこの金額で応札してきた。しかし、最終的には事前の確認がなかったので(株)ウチダシステムズの参考品を使用するように変更したのか。

(事務局)

落札後の手続き、やり取りの中で今申し上げた状況が判明した。入札のルール上、参考品での施工ができないと、落札後に契約解除となり、指名停止ということも十分考えられる。事業者としても、それは避けたいということもあって参考品で施工した。

(委員)

このようなパネルの場合、例えば参考品として指定する方法、また仕様書にどのようなパネルを使用するかその仕様内容を書いたものを出すということもあり得ると思うが、仕様書はその旨を明記して出したのではなかったのか。

(総務課長)

今回は参考品ということで具体的な形で出させていただいたが、その理由としては、この工事は特定個人情報を扱う事務室を設置するという工事であるが、この事務室は恒久的に設置するわけではなく、今のところ平成29年3月までとなる。その後解体をするが、解体後にそのパーティション、つまり使用したパネルを区で引き取って、同じ石神井庁舎で今後レイアウト変更する時に再利用を考えている。今現在石神井庁舎で使用しているパネルと基本的には同様のものということで指定をさせていただいた。

(委員)

そうすると、つぎの特命随意契約のところであるように最初から(株)ウチダシステムズということで特命随意契約はできなかったのか。

(総務課長)

次の審議案件6番、レイアウト変更に伴うパーティション等解体組立新設工事との違いは、5番の案件は新規の部品購入による工事であることに対して、審議案件6番は在庫のパーティション、部品を活用してのレイアウト変更である。その履行のためには既存のパーティションにあう部品が必要であり、また既存のパーティションや在庫部品がウチダシステムズ製品であり、他社では適合する部品が調達できないことから審議案件6番は業者指定とした。

もう一点はスケジュール的に人事異動の内示が決定したのが3月11日で、レイアウトが決定したのが3月15日、翌週の3月22日に工事を始めないと間に合わない。手続的にも入札を行う時間的余裕がないということで特命随意契約となった。

(委員)

承知した。

(委員)

審議案件5の石神井庁舎の方の工事だが、使用したものが近い将来であるが再利用したい意向もあったということになると、逆に業者の方はそういう事情も分からず安いもので済ませようと思ったが、不可であったと。その辺の事情も分かればそういうことも無かったということか。

(総務課長)

この辺は先ほど事務局からも話はあったが、参考品でないものを使用することについて事前に相談等あれば、その辺の事情の説明等を行った。しかし、実際は残念ながらそういう相談等なく入札をされたという事情である。

(委員)

審議案件6はスケジュール的には厳しいとの説明があったが、人事異動等は通例のことであろうから、それはある程度事前に察知して行うことができなかったのか。

(総務課長)

ある程度組織改正等もあるので、どのフロアにどの課が行くか、職員の定数は何人か等大まかな判断はできるが、では実際正確に何人配置されるとなると、人事異動の内示が出てからでないといふ欠員や兼務等様々な事情が想定されるので、具体的な詳細なレイアウトはやはり人事異動の内示が出てからでないといふと詰め切れない。そのようなことから3月中旬以降のレイアウト決定となった。

委員会最終意見

案件番号5番、6番は各々指名競争入札、特命随意契約と取扱いは違うが、契約は問題なく行われている。

抽出案件7 寝袋の購入

(事務局)

「汎用的な物品だと思われるが、予定額と契約額との差が大きく、手続きを確認したい」との理由で抽出していただいた。

本案件は、震災時に避難拠点となる区立小・中学校の各種備蓄物資の充実を図るものとして、平成26年度から28年度の3か年に渡り、寝袋を購入し配備するものである。なお、予定価格が3,000万円を超えるため、議会の議決を要する購入案件になる。

入札については、予定価格1,000万円以上の物品の買入れであるため、区内事業者を対象に、制限付き一般競争入札を実施している。

入札には、5者が参加し1者が辞退した。応札した4者のうち、予定価格以内で最も安い価格で札をいれた業者が落札している。物品買入れのため最低制限価格の設定はない。

予定価格と契約金額の差が大きい理由としては、物品の買入の場合、予定価格は事前に複数者から見積を取ったうえで設定しているが、入札の事前事後とも非公表としている。このため、企業が予定価格を推察することは難しいと思われる。しかしながら、企業は公表している平成26年度の入札経過調書から、前年度の入札参加者の応札額を確認することができる。これを参考に、落札業者がさらに低い金額で

応札したことから、落札金額が予定価格を大幅に下回ったものと推測される。

なお、事前に区が企業から取り寄せる見積りに関しては、製品が輸入品の想定となるため、為替相場の変動を考慮すると、企業は、高めの金額で見積もらざるを得ないという状況もある。これも予定価格と契約金額の差が開く要因と思われる。

(委員)

前年度も寝袋を購入し、今年度も購入しているが寝袋は別々の場所に設置するのか。

(防災計画課長)

練馬区は区内99か所の全小中学校を避難所として指定している。本来ならば1年で全ての場所で配備するのが望ましいが、倉庫の整備などもあるので3か年に分けて執行している。

(委員)

(株)防災企業の落札金額が2,600万余であるが、仕様を見ると寝袋2万6,000枚ということある。そうすると寝袋1枚あたり1,000円程度だが、寝袋として問題なく使用できるのか。

(防災計画課長)

品質は実際に宿泊訓練で使用して確認しており問題はないと考えている。また寝袋は毛布と違いファスナーで開け閉めして温度調整ができるので、避難者ニーズへの対応という観点からも寝袋を購入している。

(委員)

見積りは2者からとっているが今回の入札参加業者は入っているか。

(防災計画課長)

見積りは段階に応じてとっている。まず平成27年度予算要望の段階で今回落札した(株)防災企業と別の業者から徴取している。また発注段階でも再度見積りをとっており(株)防災企業と予算要望の段階で徴取した業者とは別の業者から徴取している。(株)防災企業は入札に参加しているが発注段階で見積書を徴取した業者は入札に参加していない。

(委員)

その2者はいずれも発注段階で見積書を徴取したということだが、見積り価格は近いのか。

(防災計画課長)

価格については(株)防災企業が予算要望時と発注段階時とで同じ見積り金額を出してきている。

(経理用地課長)

先ほど防災計画課長から話があったように、予算見積り時と発注段階つまり契約締結請求時の2回見積書を徴取している。物品購入は特にそうなのだが、入札にかけるとかなり競争性が出てくるので、落札するために見積り時の金額より低い金額で入札したのではないかと考えている。

先ほど見積額がなかなか捉えづらいという話があったが、予定価格が3,000万円以上は議案になることは公表しているの、議案に該当すると判明した時点で予定価格は3,000万以上と予測されたことが背景にあるのではないかと。

先の話だが寝袋の購入の3年計画の3年目の入札をこれから実施する。どういった結果になるか我々としても注意深く見守っていきたいと思う。今年度は去年並みなのか、それより高額となるか、金額を落としてくるのか予測はつかない。今年度の入札は8月に実施されるのでその結果を待ちたいと考えている。

(委員)

先ほど案件5で参考品という考え方が出たが、寝袋には参考品のような考え方があるのか。それと3年間に分けて各年入札を行うので、年度によって別のメーカーのものが入ってくる可能性があるという理解でよろしいか。

(防災計画課長)

本件でも仕様書の中で参考品を提案している。3年間で別のメーカーが入ってくる可能性は当然あると考えている。仕様書の中にもどういう素材が等明記している。

(経理用地課長)

仕様書の中になんかなり詳細に規格とか裏地の素材、ファスナーの有無等が記載されている。その上で参考品については日置株式会社製のHK-0816ということで指定している。入札参加の各企業からは入札前に参考品以外のものを使用したいという希望提示があり、検討の結果、可能となれば区は入札参加企業からこういう内容の申し立てがあり、承認したことを全ての参加者にお知らせする。こういうことで公平性を保っている。

(委員)

見積りを取った防災企業がかなり低い落札率で落札したが、これは競争原理が

働いたという理解で良いか。

(経理用地課長)

あくまでも推測の域を出ないが、平成26年度と平成27年度の結果を比較すると平成26年度は(株)防災企業が約3,068万円で落札している。もし平成27年度に(株)防災企業が同じ価格で入札すると4番目の東名防災設備(株)に負けてしまう結果になる。多分、防災企業(株)としてはその辺を予測して3,000万円より価格を下げないと落札できないという心理が働いたのではないか。そういう風に考えている。

委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

抽出案件 8 練馬区立中学校校舎および屋内運動場のガラス清掃

(事務局)

「予定価格より契約額が大きいので内容を確認したい」との理由で抽出していただいた。本案件は、区立中学校34校の校舎と屋内運動場の屋外に面したガラスの汚れを落とすため、各校年1回清掃するものである。

入札については、予定価格1,000万円以上の委託契約であるため、区内事業者を対象に、制限付き一般競争入札を実施している。

入札には、19者が参加し、応札したが、全者予定価格を超過したことにより再入札を実施した。その結果、18者が辞退し、残りの1者が、942万8,540円で落札している。

落札業者と契約を締結した際には、当然、予定価格内での契約だが、その後、契約内容を変更したことにより、契約金額が増額となった。その結果、契約金額が当初の予定価格を上回ったものである。

契約変更の主な内容は、ガラスの清掃面積が1,200平方メートル増加したことによるものである。増加の理由としては、改築した学校1校のガラス面積のデータが未整備であったことが理由である。

(委員)

校舎および屋内運動場のガラス清掃ということだが毎年実施しているのか。

(施設給食課長)

毎年実施している。

(委員)

毎年ほぼ内容、作業量は同じと思われるが、業者としては昨年のデータを参考とすることは可能か。

(施設給食課長)

毎年実施しているので、業者側も昨年度や過去の実績というのも参考になると思うが、現在中学校の改築工事を進めており、工事中の校舎の窓ガラス清掃は除外しているので単純に前年度をそのまま参考にするのは難しいと考える。

(委員)

面積が増加したデータ等が不足していたということだが、積算の段階で面積増加を踏まえて行えるかと考えるがどうか。

(施設給食課長)

新築になった中学校については図面から面積を割り出したが、割り出しに錯誤があり、割り出した面積と実際の面積が違っていたことが第一に挙げられる。それともう一点、説明の中にはなかったが、新しくできた校舎の窓ガラスだが、例えば2階の窓を清掃する際には、1階の底部分に乗って作業することが可能だが、今回新しくなった校舎については特殊な形状をしており、底に乗るのは難しく、例えばゴンドラで降りてくる、足場を組む等高所作業が増加した。それらの要因により予算額が増加した。

(委員)

面積の算定は教育委員会の施設担当で算定するのか、それとも施設管理部門に依頼して算定を依頼するのか。

(施設給食課長)

施設給食課での設計の中でガラス面積も算出している。主管課として確認が不十分であったと考える。

(委員)

承知した。慎重に積算しないと追加工事という形にもなるので、今後はより注意して積算してほしい。

委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

抽出案件 9 区立中学校(特別支援学級)スキー移動教室の実施に伴うバスの借上げ

(事務局)

「予定額と契約額との差が大きいので、内容を確認したい」との理由で抽出していただいた。

バス借上げ業務の内容は、軽井沢少年自然の家に宿泊し、佐久スキーガーデン「パラダ」で行うスキー移動教室で使用する大型バス 8 台の手配とバスの運行業務を委託するものである。

本案件は、予定価格が300万円以上1,000万円未満となるため、区内業者 5 者、区外業者 1 者の計 6 者を指名する指名競争入札を実施している。

開札の結果、1 者辞退、2 者不参、3 者が応札し、予定価格以内、最低制限価格以上で最も安い価格で札をいれた業者が落札している。

予定価格と契約金額との差が大きい理由としては、平成23年度以降、毎年区内事業者が、ほぼ交互に落札している状況にあることから、競争原理が働き落札率が低くなっているのではないかと考えられる。

(委員)

金額の上での競争原理というのは通常であれば望ましいのであるが、バスの運行なので安全対策が非常に重要だと思うが、安全対策を省略して安価になっていないことは確認しているのか。

(学務課長)

練馬区は契約する側になるので、契約する側でやれることには限りがあると思われる。区側として契約の中でやることは仕様書の中に明確に書いてそれを相手に実行してもらおう形になる。仕様書の中では運行前の安全点検、車両整備、運転手の事故防止の徹底、雪道に対する対策等細かい点まで記載している。一方事業者の側は法に基づいて運行、安全に管理する義務を負っている。法律としては道路運送法に基づいて、この所管庁は国土交通省ということになるので、国土交通省の関東運輸局が事業者を指導するという立場にある。各事業者は法に定められた運行管理者がいて、その運行管理者が運行のスケジュールや運転手の健康面等について責任を負っていると考えられる。

またバスの運行については数年前からマスコミ等でも報道されているように平成24年に関越自動車道で死亡者7名の大事故が発生した。それ以降、厳しいガイドラインが設定されている。そのガイドラインの中の一項目として契約金額の上限額と下限額が設定されている。この単価についてホームページで見ることができる。学務課で

は本件について国土交通省の定める上限額と下限額について概算で計算してみた。その結果上限額が1台約37万円程度、下限額が約26万円程度となる。今回の見積書の額が大体上限額に近似し、落札額が下限額に近似している。落札は区内事業者2者で争っているため、国土交通省の定める限界額付近で価格競争を展開していると考えている。

(委員)

先ほどご説明頂いた中で、毎年この事業に関しては区内の事業者で交互に争っていると聞いたが、そこには何か意思の疎通なり、連絡なり、申し合わせなりがあったのか。ここで聞いてもわからないかもしれないが、何か推定できるものがあれば教えてほしい。

(経理用地課長)

バスの借上げの事業者が区内に4社ある。バスの借上げ案件は予定金額がほぼ同程度なので、指名者数は概ね5者となる。指名は基本的には区内事業者の活用ということもあるので、区内事業者を全者指名し、それ以外に1者を入れていくということになる。バスの運行というのは、これだけではなくて他にも案件がいくつかあり、その中で区内事業者が何れかを落札している状況である。この案件だけがそうだとということではなく、おしなべてバスの運行については同じ状況ということになる。

金額の話については、昨年、一昨年は区の予算立てのミスもあって不調が続いて随意契約にしたということもある。その時は事業者からもこの金額では法令違反になるという指摘もあった。現在はきちんと是正されているが、そういう経緯がある。

(委員)

本件は何泊の移動教室なのか。

(学務課長)

3泊4日である。

委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

工事入札における最低制限価格の見直しについて(報告)

(経理用地課長)

資料6に基づき説明

入札不調について（報告）

（事務局）

資料7に基づき説明

（委員）

建築工事の不調の天井落下防止というのとは何か。一定の時期に集中して一斉に行わなければならないという事情があったのか。

（施設管理担当部長）

文部科学省が平成27年度までに対策をするようにと全国に通知をしたため、東京都内で一斉に発注をかけたという状況がある。

（委員）

そうすると金額の点ではなく、技術者の不足とかそういう要因が大きいのか。

（施設管理担当部長）

特定天井ということで天井の材質を軽い材質にしたため、能力のある施工業者の職人数が限られていたことが1点ある。それと学校のため夏休みに工事を実施することで入札を行ったことが不調の要因としてある。不調になった物件は、学校の協力をいただいて年度後半に工期をずらして工事を実施した。練馬区では平成27年度中に対策を完了したということである。

平成27年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について（報告）

（事務局）

資料8、9に基づき説明

その他

次回開催日程については、平成28年11月10日（木）午前10時を予定。